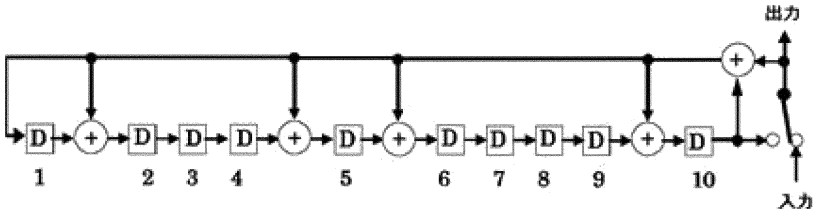
7　地震動警報詳細情報は、地震動警報情報の詳細を伝送するために使用する領域とする。その構成は、信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合は別表第２、地震動警報詳細情報なしを表す場合は別表第３のとおりとし、それ以外の場合は、全て‘１’とする。

8　ＣＲＣは、$B_{21}$～$B_{111}$について、以下に示す生成多項式により生成されるものとし、回路の各レジスタの初期値は‘０’とする。

符号化生成多項式：$g(x)=x^{10}+x^9+x^5+x^4+x+1$




D：１ビット遅延素子を表す。

⊕：排他的論理和の演算素子を表す。

9　パリティビットは、$B_{17}$～$B_{121}$について差集合巡回符号（273，191）の短縮符号（187，105）により生成されるものとする。ここで、差集合巡回符号（273，191）生成多項式は以下のとおりとする。

符号化生成多項式：$g(x)=x^{82}+x^{77}+x^{76}+x^{71}+x^{67}+x^{66}+x^{56}+x^{52}+x^{48}+x^{40}+x^{36}+x^{34}+x^{24}+x^{22}+x^{18}+x^{10}+x^4+1$

**別表第１**　信号識別

| $B_{21}$～$B_{23}$ | 意　　味 |
|---|---|
| 000 | 地震動警報詳細情報（該当地域あり） |
| 001 | 地震動警報詳細情報（該当地域なし） |
| 010 | 地震動警報詳細情報の試験信号（該当地域あり） |
| 011 | 地震動警報詳細情報の試験信号（該当地域なし） |
| 100 | 未定義 |
| 101 | |
| 110 | |
| 111 | 地震動警報詳細情報なし |

注　該当地域ありとは、放送区域内に地震動警報の対象地域があることを、該当地域なしとは、放送区域内に地震動警報の対象地域がないことをいう。

**別表第２**　信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合の地震動警報詳細情報の構成

| $B_{24}$～$B_{54}$ | $B_{55}$ | $B_{56}$～$B_{111}$ |
|---|---|---|
| 現在時刻 | ページ種別 | 地震動情報 |
| 31 | 1 | 56 |

注１　現在時刻は、地震動警報情報を送出する現在時刻を表すために使用する領域とする。

２　ページ種別は、地震動警報の対象となる地震動に関する情報（以下「地震動情報」という。）の種別を識別するために使用する領域とする。

３　地震動情報は、ページ種別が‘０’の場合、その割当ては別記第１のとおりとする。ページ種別が‘１’の場合、その割当ては別記第２のとおりとする。

**別記第１**　ページ種別が‘０’の場合の地震動情報

地震動情報は、地震動警報の対象地域を示す領域とし、地震動警報の対象地域を含む地域に割り当てられるビットは‘０’、地震動警報の対象地域を含まない地域に割り当てられるビットは‘１’とする。なお、地震動情報を送出しない場合は、全て‘１’とする。

| ビット割当て | 地域 | ビット割当て | 地域 | ビット割当て | 地域 |
|---|---|---|---|---|---|
| $B_{56}$ | 北海道道央 | $B_{75}$ | 新潟県 | $B_{94}$ | 広島県 |
| $B_{57}$ | 北海道道南 | $B_{76}$ | 富山県 | $B_{95}$ | 徳島県 |
| $B_{58}$ | 北海道道北 | $B_{77}$ | 石川県 | $B_{96}$ | 香川県 |
| $B_{59}$ | 北海道道東 | $B_{78}$ | 福井県 | $B_{97}$ | 愛媛県 |
| $B_{60}$ | 青森県 | $B_{79}$ | 山梨県 | $B_{98}$ | 高知県 |
| $B_{61}$ | 岩手県 | $B_{80}$ | 長野県 | $B_{99}$ | 山口県 |
| $B_{62}$ | 宮城県 | $B_{81}$ | 岐阜県 | $B_{100}$ | 福岡県 |
| $B_{63}$ | 秋田県 | $B_{82}$ | 静岡県 | $B_{101}$ | 佐賀県 |
| $B_{64}$ | 山形県 | $B_{83}$ | 愛知県 | $B_{102}$ | 長崎県 |
| $B_{65}$ | 福島県 | $B_{84}$ | 三重県 | $B_{103}$ | 熊本県 |
| $B_{66}$ | 茨城県 | $B_{85}$ | 滋賀県 | $B_{104}$ | 大分県 |
| $B_{67}$ | 栃木県 | $B_{86}$ | 京都府 | $B_{105}$ | 宮崎県 |
| $B_{68}$ | 群馬県 | $B_{87}$ | 大阪府 | $B_{106}$ | 鹿児島 |
| $B_{69}$ | 埼玉県 | $B_{88}$ | 兵庫県 | $B_{107}$ | 奄美群島 |
| $B_{70}$ | 千葉県 | $B_{89}$ | 奈良県 | $B_{108}$ | 沖縄本島 |
| $B_{71}$ | 東京 | $B_{90}$ | 和歌山県 | $B_{109}$ | 大東島 |
| $B_{72}$ | 伊豆諸島 | $B_{91}$ | 鳥取県 | $B_{110}$ | 宮古島 |
| $B_{73}$ | 小笠原 | $B_{92}$ | 島根県 | $B_{111}$ | 八重山 |
| $B_{74}$ | 神奈川県 | $B_{93}$ | 岡山県 | | |

注１　北海道道央は、赤平市、芦別市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、恵庭市、江別市、小樽市、北広島市、札幌市、砂川市、滝川市、千歳市、美唄市、深川市、三笠市及び夕張市並びに石狩振興局管内、後志総合振興局管内及び空知総合振興局管内のことをいう。

２　北海道道南は、伊達市、苫小牧市、登別市、函館市、北斗市及び室蘭市並びに胆振総合振興局管内、渡島総合振興局管内、日高振興局管内及び檜山振興局管内のことをいう。